

一宮市告示第 162 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり市営駐車場の料金及び整理場の使用料の徴収事務を委託したので、同条 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

一宮市長 中野 正康

1 徴収事務受託者

一宮駅東地下駐車場	一宮市新生三丁目 9 番 1 号 株式会社アバンセライフサポート 代表取締役 林 隆春
一宮市銀座通公共駐車場	同 上
一宮市本町自動車整理場	同 上
一宮市大宮公園自動車整理場	名古屋市中区栄一丁目 16 番 6 号 シンコースポーツ中部株式会社 代表取締役 石 崎 健 太

2 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 9 年 3 月 31 日まで